

第26回教育相談全国研究集会報告

(2019年11月22日・23日開催)



第1分科会 いじめへの対応

参加者の一人が、いじめについて書かれた様々な著書の概要と、それらから得たいじめについての考え方をペーパーで用意されたので、その説明と問題提起を受けたうえで、議論をスタートさせた。

参加者からは、「相談員をしていると被害者の話しか聞けない。加害者の話が重要だと思っている」という相談員ならではの悩みや、「一面的指導では終わらないということを感じている。どのような言葉で話せば心に響くのか」「いじめは変わってきている。いじめが見えにくくなっている」という現場の悩み、「そもそも教員、大人が解決しなければならないのか。当事者である子どもたちに解決を促すべきではないか」「担任が1人で背負う必要はない」との問題提起、「現任校でもいじめはある。無くならないとは思っているが、軽度のうちに発見できるかだ。予防、発見、つながる力が大切」との考えに沿った具体的な「拾ってゆくシステムが必要。二週間に一度生活チェックする。安心できる場所はあるか、相談できる人はいるか、常に聞き続けることが大切」との実践報告など、多彩な意見交換が行われた。

いじめは無くならないが、いじめが起きにくい学校、学級は作れるのではないか。そのためには、子どもも大人も風通しが良い、認め合う環境が大切なのではないだろうかとの方向性が深められた。

(相談員：土井 彰)

第2分科会 不登校の子どもへの支援

14名の参加で、まず全員の自己紹介、どんな立場で、どのような子どもたち(親)の相談にのりながら日々取り組んでいるか。ひととおりその悩みや工夫を出して、共通するものから、「待つ」というテーマで意見交換・交流をすすめた。

「不登校の生徒」を無理矢理学校に出させた失敗例。「行かなくていいよ」と親が覚悟できるか、学校は対処に追われ「無視」放置されている…。「再登校」に固執せず、子どもの居場所をつくり、学校(教員)ともネットワークをつくるなど学校・親・当事者の気持ちをつなぐこと(関わりを持つこと)が大切であることが語られた。

後半の討論は、不登校生徒のみならず、現在の、子どもたちの置かれている状況、社会や身の回りの変化、いじめの増加、「不寛容」「多忙化」などの様々な要因が不登校を生み出していることが指摘・協議された。「ネット依存」とも共通する課題の現状が話し合われ、お互いに理解を深めることができた。

不登校の子どもたちへの支援・解決する方向性として(それぞれの立場や実状もあるが)究極的には魅力ある学校をつくることではないか。子どもも教師にとっても「楽しい学校」づくりをすすめていくことの必要性を改めて共通認識として確認し、時間いっぱい分科会を終えた。

(相談員：三好 清隆)

第3分科会 発達障害児への支援

第3分科会では発達障害児への支援をテーマとして、各地域の諸学校及び相談機関の担当教職員の参加の下に活発な意見・情報交換、事例検討及び議論が実施された。

参加者総数は11名であった。予定されていた2時間30分の時間では足りないと思える程の実のある話し合いが実現されていた。全ての参加者が日常的に各種事例に取り組んでいるため、各々の参加者が持つ発達障害に関する問題意識の高さが窺えたのである。

発達障害圏にある小学生への対応、学習障害のある高校生への対応、中学生が高等支援学校に進学する際の当事者生徒及びその家族が持つ葛藤、義務教育と比較して取り組みの弱い高等学校における特別支援教育の課題、特別支援教育における地域間格差、定時制高等学校に在籍する発達障害圏生徒の諸課題、特別支援学校に関する保護者の偏見、高等学校卒業後の進路課題、特別支援教育に関する個別支援計画について、定期的な研修会・事例検討会の取り組みについて、他の教職員からの相談への対応、地域との協力活動等、特別支援教育を日々実践している教職員からの生き生きとした発言がなされていた。

それらは、各現場からの体験に基づく問題意識の提起であり、明日に延ばすことの許容され得ない切実な課題である。課題解決を目的とした諸制度あるいは諸環境の改善とともに、各教職員の特別支援教育力の向上が求められる。どの様な具体的な実践力が必要であるのか、それをどの様に我がものとし皆のものとするのか、を探求し続けることが求められる。

今後もこの教育相談全国研究集会において継続的に取り組まれることが望まれる。

(相談員：関口 幸男)

第4分科会 虐待への対応

児童相談所の虐待相談件数は2018年度は約16万件と10年前の4倍、加害者の検挙人数は、2019年度は1419人(「犯罪白書」より)と15年前の6倍という数字がある。近年深刻な虐待事件のニュースを多く目にするようになったこともあり、この分科会では学校関係者として、虐待について資料を基にもう一度基本的な知識を確認し、それぞれの体験を話し合った。

児童相談所に相談に行く親は、自分の行動を何とかせねばと思う一方、配偶者を「加害者」にすることへのためらいが数字に表れないという指摘もあった。しかし近隣や学校等から児相、警察に通報していいという意識が広まりつつあり、被害児童や親への支援も行政や地域を含め、どのようにシステムを整備していくか、総合的に考えていかなければならない。子育てを家庭の中に閉じ込めるのではなく、子どもが小さいうちから、常に外部とつながり、困ったら社会資源を利用できる環境になっていけるといいとの認識で一致した。

また、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待について、それぞれの特徴、対応、被害者への影響等も考えた。しつけと虐待があいまいとの見方もあるが、子どもの傷つきを軽く見ず、おとなが子どもの側に立って考える想像力をもつことが求められる。「子どもの権利条約」を再度学習し、子どもたちも自分たちがひとりの人間として認められる権利があると知ること、危険から身を守る権利(Noと言う権利)はきつとおとなになってからも役に立つと知ること等、相談員や教員から伝えていきたいと思った。

(相談員：松山 ちづる)